

乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費の助成事業における  
現物給付方式等の拡充を求める意見書

現在、鹿児島県は、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費について助成を行っています。これらの助成は、いずれも病院の窓口で医療費を一旦支払い、数箇月後に助成される「償還払い」となっており、保護者等の医療機関窓口での負担は軽減されていない現状にあります。

全国47都道府県で乳幼児医療費の「自動償還払」は7県のみで、九州では沖縄県と鹿児島県のみとなっており、8割以上の都道府県が「現物給付」にしています。

子育て世帯や重度の心身障害者を取り巻く環境は、依然として厳しいものがあり、鹿児島県市長会においても乳幼児医療費の「現物支給」方式等の導入が要望されています。

よって、いつでも安心して必要な医療を受けられるようにするためにも、鹿児島県におかれては、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費の助成事業において、下記事項に取り組むよう強く要望します。

記

1. 乳幼児医療だけでなく、義務教育修了前中学校3年生までの児童・生徒全てを対象に、所得制限を設けることなく、医療費の負担軽減を図る方策を検討し、給付方法については受給者にとって利便性の高い現物給付方式を導入すること。
2. 重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費の助成事業においては、受給者にとって更なる負担軽減の方式を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

鹿児島県霧島市議会

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿